

宮崎国際大学内部質保証宣言

ここに、宮崎国際大学内部質保証宣言を発し、「学生へのより良い教育の提供」のために、教職協働で三ポリシーに基づいた点検評価を不断に実施することを宣言する。

宮崎国際大学内部質保証の基本方針

1. 基本的な考え方

宮崎国際大学（以下、本学という。）は、建学の精神及び使命・目的に沿った人材を養成するため、中長期事業計画をはじめとする各種方針等に則り、教育研究その他諸活動を進める。また、内部質保証として、学長の責任の下、自己点検評価を組織的・計画的に実施し、この結果を基に、質の保証・向上及び社会に対する説明責任を果たしていくための不断の改善・改革を進める。

2. 内部質保証の手続

<大学レベル>

(1) 教育研究評議会（規程改訂）

学長を議長として、大学院、学部、学科、部局の長を中心に、内部質保証の方針をはじめ、中長期計画や自己点検・評価に係る方針、教育研究に関する重要事項を決定する。

(2) 部局長会議（規程改訂）

部局長会議規程にしたがい、部局長会議は、学長、副学長、各部局の長で構成され、大学全般及び大学院、学部、その他の部局に共通する教育研究その他活動に関する重要事項を、自己点検・評価の結果、中長期事業計画、事業計画の進捗状況、IR等の情報を基に審議する。

(3) 自己点検評価委員会（規程新設）

宮崎国際大学自己点検・評価規程により、IRセンターの分析結果の情報等を基に、教育課程に関する方針、学修目標、教育課程・教育プログラム、学修成果・教育成果の測定に係る事項を中心に三ポリシーに基づいた内部質保証の点検・評価を実施し、各学部・各研究科及び各部局等へ助言・指摘及び改善指示を行う。

この際の自己点検・評価の基準は、公益財団法人日本高等教育評価機構の大学基準及び点検・評価項目を準用する。さらに、内部質保証の質を維持、向上させるため、認証評価に加え、外部評価を実施する。

一定期間ごとに報告書に取りまとめ、部局長会議に提出する。あわせて、これを学内及び社会に公表する。

(4) IR センター

IR センターは、本学のアセスメント・ポリシーに従って、本学の基本情報（在籍者数、卒業生数、退学率の推移の分析、入学者数と志願者数、海外研修者（留学）数）、学修成果（GPA、TOEIC スコア、欠席状況、授業外学修時間、就職模擬試験受講状況、カリキュラム・マネジメント（授業科目毎の成績分布、成績評価基準の平準化、授業評価アンケート）、アンケート（学習・生活実態調査、卒業生及び就職先へのアンケート調査等）に関するデータを収集、及び評価テスト（クリティカル・シンキングテスト）を実施する。その結果は、部局長会議および自己点検評価委員会等に提供される。

<部局レベル>

年間事業計画に則り、各部局の具体的な方針や目標を定め、毎年の事業計画の進捗（PDCA）を自己点検評価委員会へ報告する。この諸活動の適切性を検証するため、自己点検評価委員会の主導に従い、各部局において自己点検・評価を行い、この結果を基に、必要な改善を進める。各部局は、年間の報告書にまとめ、同委員会に報告する。加えて、毎年の事業報告書においても事業結果を記し、これを社会に公表する。

<構成員レベル>

教職員は、それぞれが所属する部局の方針・目標に基づき、教育等諸活動を実施する。また、実施した結果について、部局の計画に則り、IR 情報等を用いて検証を行い、必要な改善を進める。

3. 情報の公表

社会に対する説明責任を果たすため、自己点検評価結果及び教育研究その他諸活動等の状況並びに毎年の事業結果は、Web サイト等を通じて広く公表する。

4. 内部質保証を支える組織

(1) 内部質保証委員会（規程新設）

宮崎国際大学内部質保証推進体制に関する規程により、本学の内部質保証を推進する為、自己点検・評価の適切性及び有効性について点検・評価し、その結果を部局長会議に報告するとともに、それらの自己点検・評価がより内部質保証に資するものとなるための改善方針等を審議し、自己点検評価委員会に提言する。

(2) FD/SD 専門委員会

高等教育に関する調査研究及び全学的な FD/SD 活動を推進。